

3 前項の規定により、特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の従たる営業所に対して報告徴収等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して報告徴収等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、報告徴収等を行うことができる。

7 第十五条に次の二項を加える。

7 第一項から第三項までの規定は、第一項に規定する金融庁長官の権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

8 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部改正)

第九十六条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令(平成五年政令第百二十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令の一部改正)

第九十七条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令(平成五年政令第百二十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、建設大臣を「国土交通大臣」に、大蔵省令、通商産業省令を「財務省令、経済産業省令」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。

第九十九条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十一条第一項中「厚生大臣及び運輸大臣」を「厚生労働大臣及び環境大臣」に改める。

(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)

第九十八条 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成五年政令第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(計量法施行令の一部改正)

第九十九条 計量法施行令(平成五年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省に」を「経済産業省に」に、「通商産業局の」を「経済産業局の」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

附則第五条第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則別表第四第二号口中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

別表第二中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

別表第四中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第一百条 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧実用新案登録令第三条の二第二項並びに旧特例法施行令第十二条第十二号、第三条第一号及び第二号、第六条第九号、第十一号、第十六号及び第十七号、第八条並びに第十条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

(計量法関係手数料令の一部改正)

第一百条 計量法関係手数料令(平成五年政令第百四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法施行令の一部改正)

第二百二条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法施行令(平成七年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「第五十六条第六号」を「第五十六条第五号」に改め、同条中「第五十六条第六号」を「第五十六条第五号」に改め、同条第二号中「厚生大臣及び農林水産大臣」を「農林水産大臣及び環境大臣」に改める。

第六条の見出し中「第五十九条第十号」を「第五十九条第十号」に改め、同条中「第五十九条第十一号」を「第五十九条第十号」に改め、同条第一号及び第二号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三号中「厚生大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣」を「農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に改め、同条第四号及び第五号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第一百三三條 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同條第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十九條及び第四十條の規定による厚生労働大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長(当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長)に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(消費経済審議会令の一部改正)

第一百四四條 消費経済審議会令(平成八年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条から第六条までを次のように改める。

(組織)

第一条 消費経済審議会(以下「審議会」という)は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。